



一関市子ども計画

【計画期間：令和7年度～令和11年度】

概要版

1 一関市子ども計画とは

国は、「こども大綱」において、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活できる「こどもまんなか社会」を実現することを掲げました。

「一関市子ども計画」は、こうした「こども大綱」の理念を踏まえ、こども施策を総合的に推進するための計画です。

全ての子ども・若者が自立した個人として夢をもち、幸せに成長することができるよう、地域全体でこどもと家庭を支え、喜びやいきがいを感じながら子育てができるまちを目指し、取組を進めていきます。

一関市子ども計画

- 子ども・子育て支援事業計画
- 次世代育成支援対策行動計画
- こどもの貧困の解消に向けた対策計画
- 子ども・若者計画
- 子ども健全育成プラン

2 計画の基本理念と基本目標

基本理念

こどもの笑顔と夢いきる 未来つながる いちのせき

本市はこれまで、市としてできるこども・子育て支援に最大限取り組んできており、その結果、若者世代や子育て世代などの住み良さに関する全国ランキングで上位にランクインしました。

今後も、“子育て支援のまち”として、全国に誇れる施策を展開していきます。

基本目標1

切れ目なく
子育てを
支えるまち



(1) 妊娠前から妊娠期、出産・子育て期までの切れ目のない支援

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、妊娠前から子育て期まで切れ目のない支援のさらなる充実を図ります。

(2) 質の高い教育・保育サービスの提供

保護者の個々のニーズに対応した多様で質の高い教育・保育サービスの充実を図ります。

(3) 相談支援・情報発信の充実

相談しやすい体制の充実を図り、子育てに関する情報発信に努めます。

(4) 子育て世帯の経済的な負担の軽減

経済的な負担を軽減する制度の周知に努め、子育て世帯への経済的支援を実施します。

(5) 多様な就労の実現・仕事と子育ての両立の推進

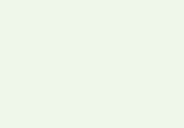
仕事と子育ての両立を支援し、地域社会が協力し合える子育て環境の意識啓発を行います。

【主な事業・取組】

乳児見守り訪問事業（あんしんおむつ宅配便）、産後ケア事業（妊産婦サポート・ケア事業）、地域子育て相談事業、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、5歳児健康診査、子育て世帯訪問支援事業（こども家庭ヘルパー）

基本目標2

こどもが
自分らしく健やかに
成長できるまち



(1) こども・若者の意見・権利の尊重と自立に向けた支援

こども・若者の人権尊重に関する啓発活動を行い、社会体験の場を整備し自らの意思で将来を選択できるように支援します。

(2) 多様な教育機会の確保

こどもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、多様な教育機会を確保します。

(3) 安心して過ごせるこどもの居場所づくり

こどもや若者の居場所の充実を図り、成長を見守り支える環境を整備します。

(4) 悩みを抱えるこども・若者等への相談支援

学校や家庭、地域の中で抱える様々な悩みや将来の不安などについて、気軽に相談できる体制を整備します。

【主な事業・取組】

思春期保健事業（プレコンセプション教育）、児童育成支援拠点事業（こども第三の居場所）、子どもの居場所づくり推進事業、こどものための相談窓口

基本目標3

困難を抱える
こども・若者と
その家族を
支えるまち



(1) 児童虐待の防止

育児に負担のある家庭を早期発見・支援するため、関係機関が連携して地域全体で支え合う体制の充実を図ります。

(2) ひとり親家庭等の自立に向けた支援

ひとり親家庭等が自立して生活できるよう、相談体制を充実するとともに就業支援を行います。

(3) 障がい児の支援

障がいのあるこどもや家族に対して、成長に応じて切れ目なく支援する体制の充実を図ります。

(4) こどもの貧困対策

経済面で困難を抱えるこどもや家庭の実態を把握し、教育・生活・経済的支援や保護者の就労支援を行います。

(5) 特別な配慮を要するこどもへの支援

医療的ケア児、ヤングケアラー、外国籍のこどもなどがある世帯が必要とする支援を行います。

【主な事業・取組】

家庭児童相談事業、ひとり親家庭給付事業、発達支援教室、生活困窮者自立相談支援事業、医療的ケア児の相談窓口の設置

基本目標4

地域全体で
子育てを
支えるまち

(1) 地域で支える仕組みづくり

地域全体で子育て世帯を支えるため、年代や国籍を問わず交流できる場や機会を設けます。

(2) 安心・安全な子育て環境の整備

こどもの遊び場の充実を図り、交通事故や非行等の防止に向けた活動を推進します。

【主な事業・取組】

地域子育て支援拠点事業（子育て支援ひろば）、みんなの食堂支援事業、少年センターの運営

基本目標5

若者の希望をかなえ
安心して
暮らせるまち

(1) 結婚を希望する若者への支援

結婚等に関する支援や情報発信に努め、安心して結婚生活をスタートできる各種支援を行います。

(2) 若者の就職支援

キャリア教育・職業教育の充実を図り、就職活動やU Iターン等に役立つ情報提供を行います。

【主な事業・取組】

結婚新生活支援補助金、キャリア教育支援事業、若者の就業定着支援事業



3 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

本計画及び本市の上位・関連計画に基づき、市の部局を横断した全庁的な体制により、本市のこども・子育て施策を総合的に推進していきます。

本計画の実行や関連事業の実施にあたっては、こどもや子育て当事者から幅広く意見を聴く機会を確保し、その意見を反映するよう努めます。

こどもの育ちを地域全体で支えるため、関係機関や関係団体等の委員で構成する一関市子ども・子育て会議で協議・検討を行いつつ、地域や地域の子育て支援団体、企業などと連携を図り協力し合いながら計画を推進します。

2 計画の進行管理

計画の取組状況については、毎年度把握し、計画の適切な進行管理に努めます。



一関市
健康こども部
こども家庭課

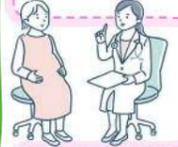
一関市子ども計画（概要版）

〒021-0026 岩手県一関市山目字前田13-1（一関保健センター）
TEL 0191-21-2165 FAX 0191-21-4656



不妊治療費助成金
不妊治療を受けている夫婦の治療費を助成します。

妊婦一般健康診査
妊婦の健康状態、胎児の発育状況などを定期的に観察・検査します。



両親学級
妊婦及び家族が安心して出産を迎えられる準備を支援します。

妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業
(出産子育て応援交付金併走型支援)
妊娠期からの切れ目ない支援を行うため、支援給付と相談支援事業を効果的に組み合わせて総合的な支援を行います。



妊娠・出産

乳児家庭全戸訪問事業
(こんには赤ちゃん事業)
生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援情報の提供等を行います。

乳児見守り訪問事業
(あんしんおむつ宅配便)
0歳児を育てる世帯へ紙おむつを配達しながら乳児と保護者の見守りを行います。

産後ケア事業
(妊産婦・サポートケア事業)
出産後1年以内の母子を対象に、助産師等の専門職が心身のケアや育児等の支援を行います。

乳幼児健康診査
乳幼児の病気や障がいの早期発見と健康の保持増進を目的とした健康診査を実施します。

育児相談・育児教室
乳幼児の保護者や家族を対象に、離乳食の正しい知識と適切な食生活習慣を学ぶ教室です。
●もぐもぐ離乳食教室
(生後5か月から10か月まで)
●すこやか幼児教室
(生後10か月から1歳6か月まで)

地域子育て支援拠点事業
(子育て支援ひろば)
乳幼児と保護者が交流を行う場を提供し、子育ての相談助言、情報提供を行います。



乳幼児

子育てサロン
地域住民が主体となり、参加者交流や仲間づくりの場を提供します。

ファミリー・サポート・センター事業
乳幼児から小学生までの預かり支援等を行います。



子育て世帯訪問支援事業
(子ども家庭ヘルパー)
育児・家事等に対して負担のある子育て世帯を訪問し、支援します。

乳児等通園支援事業
(子ども誰でも通園制度)
3歳未満の保育所等に通っていない子どもを対象に、保護者等の就労要件を問わず保育を行います。

5歳児健康診査
子どもの特性を早期に把握し、就学前までに必要な支援につなげることができるよう、生活習慣や育児に関する保健指導等を行います。

第2子以降の保育料無償化
第2子以降の子どもは年齢にかかわらず、保育料を無料とします。

一時預かり・延長保育事業
家庭での保育が困難な乳幼児を一時的に預かります。また、通常の利用日・利用時間以外に、延長して保育を行います。



保育園児・幼稚園児

病児保育事業
病院・保育所等に付設された専用スペースで看護師等が一時的に病児の保育を行います。

医療的ケア児保育支援事業
未就学の医療的ケアが必要な子どもに対し、市内保育施設等において、適切な教育・保育環境を整備します。

発達支援相談
発達に関する支援が必要と思われる子どもに対して個別相談と助言を行います。
発達支援教室
発達に心配のある就学前の子どもと保護者を対象に、遊びなどの活動を通して子どもの心身の発達を支援します。

地域子育て相談事業
市内保育施設等に相談場所を設置し、子育て世帯が身近な場所で相談しやすい環境を整備します。

放課後児童健全育成事業
(放課後児童クラブ)
保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に対し、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を支援します。

放課後子ども教室
地域の方々の協力のもと、子どもに学習やスポーツ、体験活動などの機会を提供します。

子育て短期支援事業
保護者の疾病、入院、就労等の理由により家庭において養育を受けることが困難な子どもを児童養護施設等において一時的に養育します。



小学生

家庭児童相談事業
児童虐待の未然防止や早期発見のため、子ども家庭支援員が相談・助言・指導等を行います。

親子関係形成支援事業
保護者が子どもへの関わり方のスキルを習得するとともに、子育ての悩みを共有できる場を提供します。

児童育成支援拠点事業
(子ども第三の居場所)
家庭や学校以外の居場所を必要とする学齢期以降の子どもを対象に、安心・安全な居場所を提供し必要な支援を行います。

キャリア教育支援事業
企業や学校と連携し、中学生、高校生、大学生等の職業観を醸成するキャリア教育を支援します。

社会体験学習事業
生徒が働くことの意義や目的を理解するため、授業の一環として実施する社会体験学習事業を支援します。



中学生

子どものための相談窓口
いじめ、学校不適應などの悩みを子どもや保護者が気軽に相談できる窓口を設置します。

思春期保健事業
(プレコンセプション教育)
思春期の心と体の変化について、児童生徒の発達段階に応じた知識を学ぶ機会を設けます。



【こどもの貧困対策】

- ▶生活困窮者自立相談支援事業
- ▶修学支援・生活支援
- ▶児童生徒就学援助事業

【特別な配慮を要する子どもへの支援】

- ▶医療的ケア児の相談窓口の設置
- ▶ヤングケアラー認知度向上に向けた普及啓発

【こどもの居場所づくり】

- ▶子どもの居場所づくり推進事業
- ▶みんなの食堂支援事業

奨学金の貸与
経済的な理由により高等学校等への修学が困難な方に学費を貸与します。

少年センターの運営
少年非行の早期発見、早期指導のため、地域活動(街頭指導)を実施します。



高校生

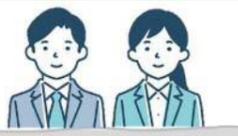
高校生までの医療費助成
生まれてから18歳までの医療費を助成します。



ひとり親家庭給付事業
●自立支援教育訓練給付事業
保護者が、就業に必要な技術や資格取得のため教育訓練講座を修了した場合に給付金を支給します。
●高等職業訓練促進給付事業
保護者が、資格取得のために養成機関で修業および修了した場合に給付金を支給します。
●高等学校卒業程度認定試験合格支援給付事業
保護者とその子どもが、高卒認定試験に向け講座を修了した場合に、受講費用の一部を支給します。

新規高卒者地元就職応援事業
市内事業所に就職した新規高卒者に商品券を交付します。

奨学金返還補助金
市内に居住し勤務する保育士などに対し、奨学金返還額を補助します。



大学生・社会人

若者の就業定着支援事業
市内企業の新入社員及び若手社員、人材育成担当者等を対象としたセミナーを開催します。

いきいき岩手結婚サポートセンター等入会登録料助成金
広域的な出会いの場を創出し独身男女の結婚への支援をするため、結婚サポートセンター等の入会登録料を助成します。

結婚新生活支援補助金
新婚世帯を対象に、住居費や引っ越し費用を補助します。



女性等活躍推進事業
女性や若者が活躍できる職場づくりを推進するため、働く職員の相互理解やキャリア形成に関する研修会開催の経費を補助します。

